

平成22年(行コ)第27号 設楽ダム公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 市野和夫ほか138名

被控訴人 愛知県知事ほか1名

第8準備書面

平成24年 8月 日

名古屋高等裁判所 民事第2部 御中

控訴人ら訴訟代理人	弁護士	在	間	正	史	
	同		原	田	彰	好
	同		竹	内	裕	詞
	同		樽	井	直	樹
	同		白	川	秀	之
	同		濱	鳶	将	周
	同		笠	原	一	浩
	同		籠	橋	隆	明
	同		吉	江	仁	子
	同		小	島	智	史
	同		若	山	哲	史

本書面では、下記のとおり、被告第5準備書面に対し、必要な限度で反論する。

記

1 本件環境影響評価が、「国内、及び愛知県内におけるナガレホトケドジョウの分布を前提として環境影響評価を行っていることは明らかであること

(1) 控訴人らは、第3準備書面において、本件事業対象地に生息するナガレホトケドジョウが新種である可能性があることを指摘し、ナガレホトケドジョウについて、「ナガレホトケドジョウは、東海地方、和歌山県から岡山県までの瀬戸内地方、徳島県、香川県、福井県及び京都府の日本海側に分布する。愛知県では、東三河地方に分布する」(乙37 6.1.5 - 200)ということをも前提として実施された本件環境影響評価は、その前提において誤りがあり、科学的知見により、本件事業対象地域に生息するナガレホトケドジョウが新種である可能性が指摘されている以上、事業者としては、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であること(生物多様性基本法3条3甲)を真摯に受け止め、新種の個体群に対する環境影響評価並びに環境保全措置の検討を実施することにより、可及的にこの新種である可能性のある個体群を保全する予防的な取組及び事業実施後も個体群の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組を行うべきことが要請されているというべきであることを指摘した(控訴人ら第3準備書面1項ないし3項)。

(2) これに対し被控訴人は、本件環境影響評価が、「国内、及び愛知県内におけるナガレホトケドジョウの分布を前提として評価しているものではない」(被控訴人第5準備書面 第2 最終文)と反論したが、全般的な外れである。

本件環境影響評価書は、ナガレホトケドジョウの重要性について、「国レッドデータブック：絶滅危惧ⅠB類、：県レッドデータブック：準絶滅危惧種としたうえで、「ナガレホトケドジョウは、東海地方、和歌山県から岡山県までの瀬戸内地方、徳島県、香川県、福井県及び京都府の日本海側に分布する。愛知県では、東三河地方に分布する、自然災害や河川工事、さらに砂防ダム建設によって生息場所が消失することによって減少している。」(乙37 6.1.5 - 200)と指摘しており、本件環境影響評価書が、ナガレホトケドジョウについて、

国内、及び愛知県内におけるナガレホトケドジョウの分布を前提としてその重要性と環境保全措置の要否を評価したことは、明らかである。

2 ナガレホトケドジョウに対する環境保全措置の要否の判断は、より慎重になされるべきこと

(1) 本件環境影響評価書は、特段の環境保全措置は必要が無いと結論づけたが(乙37 6.1.5-692)、本件事業予定地に生息するナガレホトケドジョウが、和歌山県から岡山県までの瀬戸内地方、徳島県、香川県、福井県及び京都府の日本海側に分布する個体群とは、異なる遺伝子を持つ東海地方の固有群である可能性が指摘されていることは、本件事業予定地に生息するナガレホトケドジョウの希少性、生物学的重要性を高める。また、本件環境影響評価書自身が、本件事業の実施に伴う生息地の直接改変により、10個の確認地点のうち3つが水没し、本種の生息地として適さなくなると予測している(乙37 6.1.5-501)。これらに鑑みれば、本種について、10の確認地点のうち3つが水没することによる環境影響評価は、より慎重になされるべきであり、ことに、繁殖場として利用されているものと考えられた確認地点(丸数字の番号は控訴人ら第3準備書面添付図による)との連続性がダム湖によって分断される確認地点については、稚魚の供給がどのようにして行われうるかについて、調査検討しなければ、7つの確認地点が水没を免れるからといって、ナガレホトケドジョウの生息に影響がないと軽々に判断することはできないはずである(控訴人ら第3準備書面4項)。

(2) 被控訴人は、控訴人らの上記指摘については、科学的根拠に基づく実質的な反論を行えていない(控訴人第5準備書面 第2)。

3 ナガレホトケドジョウが東海固有種であるという知見(甲139の2の1)を顧慮しないことは、愛知県知事を見做すものであること

(1) 控訴人は、金科玉条のごとく、ナガレホトケドジョウに対する評価に関し、「環境大臣及び国土交通大臣から何ら意見が出されていない。」という主張を繰り返している(被控訴人第5準備書面 第4)。

しかしながら、「環境大臣及び国土交通大臣から何ら意見が出されていない」

ということは、ナガレホトケドジョウが東海固有種であることを前提にした場合の環境保全措置の必要性の判断について、何らの実質的根拠を示すものでないことは、言うまでも無い。

(2)のみならず、愛知県知事は、本件環境影響評価書に対し、平成18年12月25日、「1 全般的事項」として、「(2)事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること」「(3)環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な措置を講じること」「(6)環境監視については、専門家の意見を聴いて、必要に応じ調査範囲を拡大するなど、適切な環境監視計画を作成し実施するとともに、その結果に基づき必要な措置を講じること」などの意見を示したが(乙19)、本件事業予定地に生息するナガレホトケドジョウが、和歌山県から岡山県までの瀬戸内地方、徳島県、香川県、福井県及び京都府の日本海側に分布する個体群とは、異なる遺伝子を持つ東海地方の固有群である可能性についての指摘(甲139の2の1)を顧慮しないことは、愛知県知事の上記意見を無視するものである。

被控訴人は、上記愛知県知事意見にもかかわらず、本件事業予定地に生息するナガレホトケドジョウが新種である可能性を踏まえて、再度環境影響評価をおこなう必要がないことについて、何らの実質的根拠を示すことができていない。

以 上